

薬食発第 0829002 号
平成 15 年 8 月 29 日

各

| |
|----------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市市長 |
| 特別区区長 |

 殿

厚生労働省医薬食品局長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 15 年政令第 350 号）、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 133 号）及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 134 号）の施行並びに食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）の制定等について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）及び健康増進法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 56 号）については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 349 号）及び健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 348 号）により、一部を除き、平成 15 年 8 月 29 日から施行される。

これらの法律の施行に伴い必要な政省令改正については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 15 年政令第 350 号。以下「整備政令」という。）食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 133 号。以下「整備省令」という。）及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 134 号）として公布し、平成 15 年 8 月 29 日から施行される。

また、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号。以下「指針」という。）が平成 15 年 8 月 29 日に制定されたところである。

これらの政省令及び指針の内容及び改正法等の施行に当たっての留意事項は、平成 15 年 5 月 30 日付け医薬発第 0530001 号厚生労働省医薬局長通知に示すもののほか、下記のとおりであるので、御了知いただき、施行に当たられるとともに、貴管下の食品等事業者、関係団体、関係機関等への周知をお願いする。

記

第 1 食中毒調査及び報告関係（整備政令第 1 条及び整備省令第 1 条）

食中毒調査及び報告に係る整備政令並びに整備省令の内容等は以下のとおりであるが、改正法等の施行に伴い必要な「食中毒処理要領」(昭和39年7月13日環発第214号厚生省環境衛生局長通知別添)等の改正については、別途、食品安全部長より「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴う食中毒処理要領等の改正について」(平成15年8月29日付け食安発第0829008号)として通知する。

1 食中毒の原因の調査事項の追加等

保健所長が行うべき中毒原因の調査について、「細菌学的試験による調査」を細菌以外の病因物質であるウイルス等の試験の必要性を考慮して「微生物学的試験による調査」に改めるとともに、貝毒等による中毒原因の調査に必要な「動物を用いる試験による調査」を追加した。(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「令」という。)第6条)

2 保健所長による食中毒調査の実施状況の都道府県知事等への報告規定の整備

保健所長の食中毒調査の都道府県知事への報告については、従来、食中毒事件票による報告のみを規定していたが、調査の実施状況を逐次都道府県知事等に報告すべき規定を整備した。(令第7条第1項)

3 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第27条第3項の報告対象となる中毒事件の範囲について

改正法により、患者数が一定数以上等の中毒事件については、都道府県知事等は直ちに厚生労働大臣に報告する旨の規定が設けられたが、当該事件の範囲を以下のとおりとした。(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第22条の2)

- (1) 食中毒患者若しくはその疑いのある者が50人以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき
- (2) 死者が発生したとき
- (3) 輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき
- (4) 規則別表第12に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき
- (5) 患者及び死者(以下「患者等」という。)の所在地が複数の都道府県にわたるとき
- (6) 発生状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき
- (7) 発生状況等からみて、行政処分の実施やその内容の適否の判断が困難であるとき

4 法第27条第3項の報告対象となる中毒事件に係る都道府県知事等による厚生労働大臣に対する報告規定の整備

- (1) 法第27条第3項の報告対象となる事件については、患者数、原因食品等を逐次厚生労働大臣に報告すべき規定を整備した。(令第7条第2項)
- (2) (1)により都道府県知事等が逐次厚生労働大臣に報告すべき事項を、患者等の所在地、届出年月日、患者等の数及び症状、原因食品等及びその特定の理由、病因物

質及びその特定の理由、原因施設及びその特定の理由、その他原因調査及び処分に
当たり重要と認められる事項とした。(規則第22条の3)

5 食中毒事件報告書に係る規定の整備

改正前の令及び規則においては、保健所長及び都道府県知事等の報告については、
食中毒事件票及び当該事件票を添付した食中毒事件調査結果報告書のみを規定していた
が、従来より「食中毒処理要領」に基づき作成及び提出していた食中毒発生詳報を法的
に位置付けるとともに、報告書の提出期限を早め、食中毒事件への対応をよりの確・迅
速に実施できる仕組みとした。

(1) 保健所長は食中毒調査が終了した後速やかに報告書を作成し都道府県知事等に提
出することとした。(令第7条第3項)

(2)(1)により保健所長が作成、提出すべき報告書は、事件の区分に応じて以下に掲
げるものとした。(規則第23条第1項)

法第27条第3項に規定する中毒事件：食中毒事件票及び食中毒事件詳報

それ以外の中毒事件：食中毒事件票

食中毒事件票については、近時の学会の状況等を踏まえ、「小型球形ウイルス」を
「ノロウイルス」に改めるとともに、保健所設置市及び特別区から直接に厚生労働大臣
に報告することとされたことを踏まえ、「都道府県事件番号」を「都道府県等事件番
号」に改めた。(規則様式第十四号)

また、食中毒事件詳報の記載事項については、規則第23条第2項に規定したとおり
であるが、これらの事項は、平成15年8月29日付け食安発第0829008号によ
る改正前の「食中毒処理要領」別記様式第2「食中毒発生詳報」にあった記載事項と同
じである。

これらの報告書の提出期限については、従前は、規則第23条第2項により、各月別
にまとめて翌月末日までに提出することとしていたが、(1)のとおり、各事件ごとに
食中毒調査が終了した後速やかに提出することとしたので留意いただきたい。(令第7
条第3項)

なお、電子顕微鏡による検査で、小型球形ウイルスの形態は示すもののノロウイルスと同定で
きない場合、又はPCR法あるいは細胞培養法等でサポウイルス(サッポロウイルス)及びアストロ
ウイルスが検出された場合には、食中毒事件票の病因物質欄には「ノロウイルス以外の小型球
形ウイルス」と記載するか、又は同定されたウイルス名を記載し、病因物質の種別欄では「その
他のウイルス」に分類すること。

今後、ノロウイルスについては新たな検査法を通知する予定であること。

(3) 都道府県知事等は(1)の報告書を受理したときは報告書を作成し厚生労働大臣
に提出することとした。(令第7条第4項)

(4)(3)により都道府県知事等が作成、提出すべき報告書は、事件の区分に応じて以
下に掲げるものとした。(規則第24条第1項)

法第27条第3項に規定する中毒事件：食中毒事件調査結果報告書及び食中毒
事件調査結果詳報

それ以外の中毒事件：食中毒事件調査結果報告書

食中毒調査結果報告書については、事件の内訳を明記することとした。(規則様式第15号)また、提出期限については、従前は、規則第24条第2項により保健所長から報告を受けた月の翌月20日までに提出することとしていたが、保健所長から提出のあった報告書を受理した月ごとにまとめて翌月10日までに提出することとしたのでご留意いただきたい。(規則第24条第3項)

食中毒事件調査結果詳細については、保健所長から提出のあった食中毒事件詳細と同じ事項を記載して作成し、食中毒事件詳細の受理後直ちに作成、提出することとされたが(規則第24条第4項及び第5項)保健所長の食中毒事件詳細に加筆訂正等の必要がない場合にあつては都道府県知事等の報告書の頭紙を付すなど、保健所長の食中毒事件詳細を活用した形での報告で差し支えない。

6 緊急時において厚生労働大臣が調査等の要請を行う大規模広域食中毒事件の範囲

法第28条の2の規定に基づく厚生労働大臣の都道府県知事等に対する食中毒の原因調査等の要請規定の対象となる大規模食中毒事件を、食中毒患者若しくはその疑いのある者が500人以上発生し、又は発生するおそれがあると、認められる場合とした。(規則第24条の2)

なお、法においては、このほか、広域食中毒事件として、食中毒患者若しくはその疑いがある者が広域にわたり発生し、又は発生するおそれがある場合を規定しているが、この場合の「広域にわたり」とは、複数の都道府県において発生している場合を想定しているものであること。

(以下略)